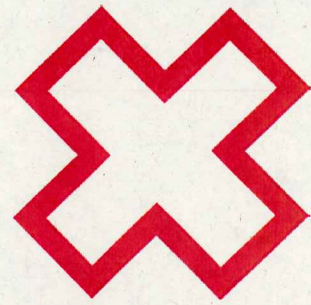


# クレジットカードの ショッピング枠の現金化は、



クレジットカードのショッピング枠を現金化できないか悩まれている方へ  
～現金化を目的としたカードの利用はやめましょう～

## クレジットカードのショッピング枠の現金化とは？

クレジットカードには、商品やサービスを購入して、後払いにする「ショッピング」の機能と、カードを用いてお金を借り入れる「キャッシング」の機能があり、それぞれに利用できる金額枠が設定されています。

「クレジットカードのショッピング枠の現金化」とは、本来、商品やサービスを後払いで購入するために設定されている「ショッピング」枠を、現金を入手することを目的として利用することです。クレジットカード会社はこのような使い方を認めていないため、現金化に利用した**クレジットカードは利用停止**となるおそれがあります。

### 現金化の手口の具体例

#### ケース1 いわゆる「キャッシュバック方式」

- ① 消費者が、業者のホームページ等を通じて、クレジットカードのショッピング枠の50万円分の現金化を申し込み、商品(例えばCD-ROMなど)を購入する。その際、本人確認や商品発送のため住所や自宅・携帯電話番号、口座番号等を入力する。
- ② 業者がクレジットカードでの申込手続きが完了したことを確認した後、商品購入のキャッシュバックとして業者から消費者に40万円が支払われる。
- ③ 後日、消費者はクレジット会社から50万円の購入代金を請求される。

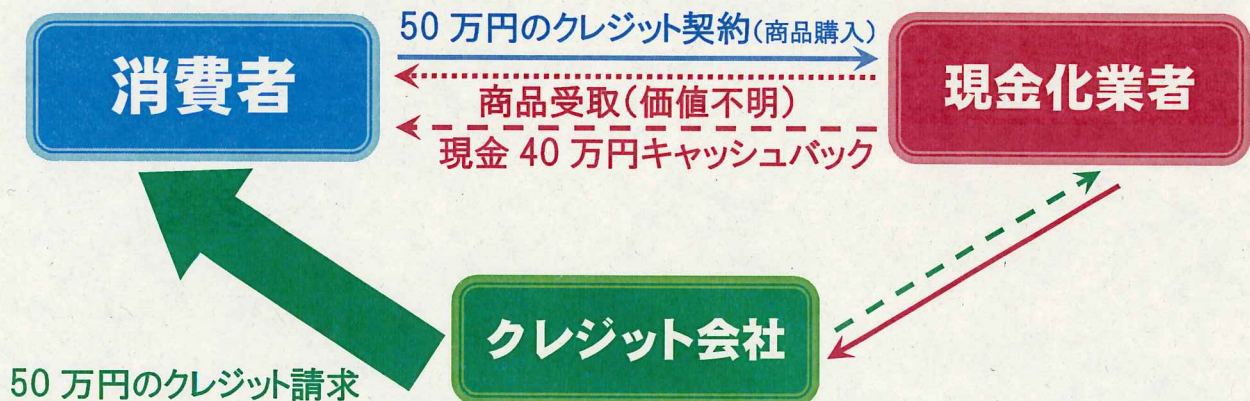


図1 キャッシュバック方式

現金化の手口の実例  
ケース2 いわゆる「買取屋方式」

- ① 消費者は業者が販売する商品(例えば指輪など)を、クレジットカードを使って 50 万円で購入する。
- ② 購入後、同じ業者が消費者から商品を 40 万円で買い取り、消費者は 40 万円を得る。
- ③ 後日、消費者はクレジット会社から 50 万円の購入代金を請求される。

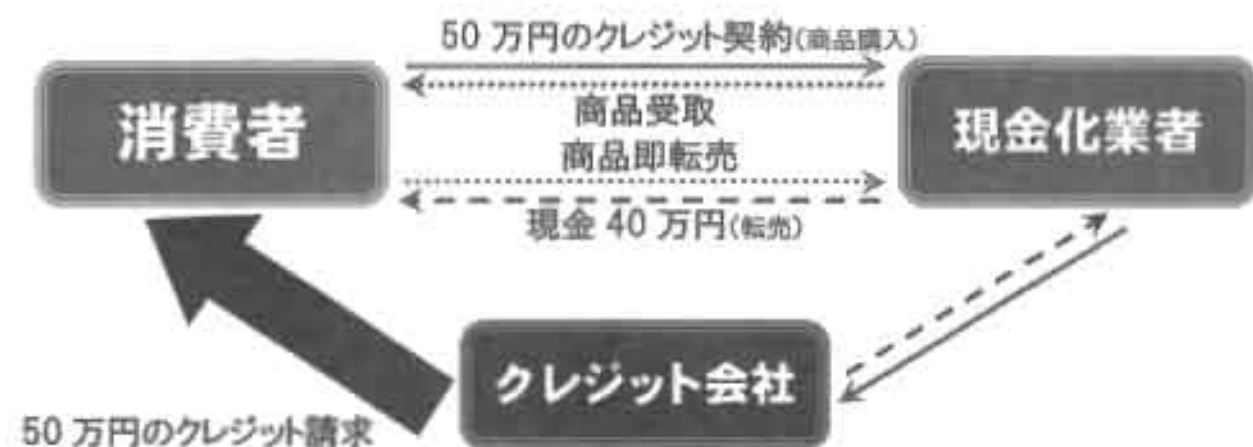


図2 買取屋方式

- ☑ いずれの場合でも、消費者は一時的に40万円の現金を手にする代わりに、結局はクレジットカード会社に対する50万円分の債務(借金)を負うことになります。
- ☑ さらに、「入金されない」「キャンセルできない」などのトラブルも発生しています。

適法であるかのように一部業者が宣伝していますが…

現金化業者の広告例  
ケース1 「景品表示法を遵守しています。」

- ✕ 現金化は景品表示法の景品に該当しないに過ぎず、現金化が問題あることに変わりはありません。

現金化業者の広告例  
ケース2 「公安委員会の許可を受けています。」

- ✕ 公安委員会が古物商としての許可を与えているに過ぎず、現金化自体について法律上問題がないと保証しているわけではありません。

◀ 借入れや返済でお悩みの方へ

クレジットカードの

ショッピング枠の現金化は、



消費生活相談はこちら（消費者ホットライン）

ゼロ ゴー ナナ ゼロ 守 ろう よ みんなを

TEL:0570-064-370



相談窓口へ

消費者庁

早めに相談を！

詳しくは裏面をご覧ください

# 「クレジットカードのショッピング枠の現金化」は **×**

「手軽」「安心」「信頼」とうたわれていても…

消費者庁モバイルサイト

- 結局は債務を増やし、支払困難に陥りかねません。
- 現金化によりクレジットカードが利用停止となるおそれがあります。
- 「入金されない」「キャンセルできない」などのトラブルも発生！



適法であるかのように一部業者が宣伝していますが…

- 「景品表示法を遵守しています」
  - 現金化は景品表示法の景品に該当しないに過ぎず、**現金化が問題**あることに変わりはありません。
- 「公安委員会等の許可を受けています」
  - 公安委員会が古物商としての許可を与えているに過ぎず、**現金化自体について法律上問題がないと保証しているわけではありません。**

「借りられない」「返せない」、困ったときは、あわてないで、無料の相談窓口にお電話を。

相談窓口の連絡先は、以下の番号でご案内いたします。

消費者ホットライン（消費生活相談窓口）	0570-064-370
金融庁・金融サービス利用者相談室	0570-016-811 / 03-5251-6811
法テラス・コールセンター	0570-078374 / 03-6745-5600

法テラスは、国が設立した公益的な法人です。全国の法テラス事務所では、収入や資産が一定額以下であるなどの条件を満たした個人の方を対象に無料法律相談を実施しています。

最寄りの弁護士会・司法書士会、日本貸金業協会の貸金業相談・紛争解決センター(0570-051-051)でも相談できます。